

社会福祉法人あきら会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あきら会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長並びに理事、監事が理事会に出席したときへの報酬は無報酬とする。

2 評議員が評議員会に出席したときも無報酬とする。

3 交通費の実費は、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第4条 第三者委員への報酬は中立性確保のため無報酬とする。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第6条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年6月13日より適用する